

平成22年1月22日

赤磐市長 井上稔朗 殿

赤磐市行財政改革審議会
会長 多田憲一郎

赤磐市行財政改革の提言について

当審議会では、赤磐市から示された「第二次赤磐市行財政改革大綱(案)」について、その実施計画(案)も含めて1年間にわたり慎重に審議を行ってまいりました。

ついては、下記のとおり提言しますので、職員一人ひとりが危機感と緊張感を持って、実効性の高い行財政改革が遂行されることを期待します。

記

1 第二次赤磐市行財政改革大綱(案)について

「総合計画に掲げるまちづくりの実現」と「持続可能な財政構造の実現」という2つの課題に対処するため、改革の基本理念を「次代に引き継ぐ発展を支える改革」とするとともに、「合併してよかった」と感じることでできるまちづくりの実現を目指して、3つの「一体感の醸成」という基本方針が掲げられている。

別添の「第二次赤磐市行財政改革大綱(案)」は、当審議会の意見を十分に反映したものとなっており、適切であると認める。

2 第二次赤磐市行財政改革大綱実施計画の策定について

本大綱は、行財政改革全般に関する市の方針等を定めるものであり、具体的な改革事項は、大綱に基づいて行政内部で策定する実施計画において定めるものであるが、当審議会はその内容についても必要に応じて提案等を行ったところであり、審議の経過を踏まえた実施計画の早急な策定と、各改革項目の確実な実践を求める。

(案)

第二次 赤磐市行財政改革大綱

「次代に引き継ぐ発展を支える改革」

平成 年 月

赤 磐 市

目 次

1	これまでの行財政改革の取り組み	1
2	行財政改革を進める基本的な考え方	2
	(1) 行財政改革の必要性	2
	(2) 赤磐市の財政状況	3
	(3) 第二次行財政改革大綱策定の趣旨	4
	(4) 行財政改革の推進体制と市民への公表	5
	(5) 行財政改革大綱の推進期間	5
3	行財政改革の基本理念と基本方針	6
	<行財政改革大綱の体系図>	6
	(1) 目指すべき将来像	7
	(2) 行財政改革の基本理念	7
	(3) 行財政改革の基本方針	7
4	行財政改革の主要施策	9
	(1) 事務事業等の見直し	9
	(2) 組織・機構の見直し	10
	(3) 定員管理及び給与の適正化	10
	(4) 人材育成の推進・確保	11
	(5) 住民参画の推進と行政の透明性の確保	12
	(6) 電子自治体の推進	13
	(7) 持続可能な財政構造の実現	13

文中「 」を付した語句は、「資料：用語解説」を参照のこと。

1 これまでの行財政改革の取り組み

赤磐市では、合併後における危機的な財政状況を改善し、健全な行財政運営を推進するため、赤磐市行財政改革審議会の提言を尊重しながら、さまざまな行財政改革を実施してきた。特に、平成18年3月に策定した、第一次行財政改革大綱及びその実施計画の各施策の実現については、市民や地域等の協力を得ながら、職員一丸となり、次のような取り組みを行った。

事務事業等の見直しとして、「事務事業評価制度」等の手法を用いて、市の事務事業の評価・見直しを行い、予算編成等に反映した。

組織・機構の見直しとしては、多様な市民ニーズに即応した行政サービスを効率的・効果的に提供するため、機構改革を実施した。また、大きな財政負担となっている公の施設の見直しについては、行財政改革審議会から提言を受けた方向性を尊重して、地元移譲や閉鎖、指定管理者制度の活用など各部署において施設ごとに具体的な検討を開始した。

定員管理・人材育成については、計画的な定員管理等に取り組んでいる他、人事評価システムの導入、人材育成計画の策定、職員提案制度の導入等により、適正な職員の定員管理・人材育成を実施している。

市民の行政参画の推進については、広く市民の意見を募り市政に反映させるための「パブリックコメント制度」の導入や、「赤磐市審議会見直し方針」の策定による公募委員・女性委員の積極的な登用等を推進することで、より身近な行政運営を目指している。

また、図書館システムの統合や、施設予約システム等の導入により、情報化等による行政サービスの向上に努めている。

財政の健全化としては、行財政改革審議会から提言を受けた「一般財源ベースで18億円の歳出削減」を目指し、各種補助金等、施設維持管理費、公共事業等の削減や第三セクターの見直し等を実施し、歳出の徹底削減を断行するとともに、税の徴収対策の強化、使用料・手数料等の見直し、企業誘致等により自主財源の確保に取り組んだ。

水道事業については、本庁への業務集約を進め、熊山地域の簡易水道事業も上水道事業に統合し、下水道事業については、接続率の向上を図るとともに、浄化センター施設管理を民間委託して合理化を図った。

市民病院については、経営の健全化を目指し、赤磐市民病院改革プランを策定するとともに、病院運営委員会からの答申を基に今後のあり方について検討している。

広域行政の推進については、近隣市町と連携して合理的な行政運営を図っている。

2 行財政改革を進める基本的な考え方

(1) 行財政改革の必要性

赤磐市は、「活力ある、住みよい、住みたい、赤磐市」を基本として、市民サービスの維持・向上を図りながら、収支バランスの早期実現を目指して、行財政改革大綱に基づき、事務事業や公共施設の管理体制の見直しなどを行うとともに、あらゆる経費削減に取り組み、財政基盤の強い新しいまちづくりを進めてきた。また、市民の利便性の確保を最重視して必要なサービスを継続していくため、効率的な組織・機構づくりに努めてきたところである。

これらの取り組みによって、合併後の大規模事業に係る起債の償還が始まり公債費（元利償還金）の増加要因がある中で、物件費や普通建設事業費を大幅に削減し、課題となっていた歳入における基金の繰り入れをゼロに近づけることができた。

しかしながら、少子・高齢化社会の到来とともに、市民ニーズは高度化・多様化し、国・地方の財政が極度に悪化している現状を考えると、国・地方自治体のみがそれに応えるべく、きめ細かな公共サービスを提供することは極めて困難になっており、これまでの行政主導による社会システムは、既に限界にきていることを認識しなければならない。今以上に、市民と行政との「協働のまちづくり」を積極的に推進していく必要があり、地方自治体と地域住民、あるいは住民相互間での対話と行政への住民参画を推進しながら政策を決定・実行していく時代を迎えている。

今後においては、地方分権による国と地方自治体の関係の変化に対応するとともに、市政への、住民・NPO・企業・地域などの参加と役割・責任分担による新たな「公」の創造を推進していくことが必要である。

こうした動向に的確に対応し、「次代に引き継ぐ発展」を支えていくため、行財政改革を不断に推し進め、自律（市民の参画と協働、経営手法の導入などによる行財政運営の仕組みの確立）・自立（自主財源の確保など財政基盤を強化し、サービスの質の向上）したまちづくりを進めていかなければならない。

(2) 赤磐市の財政状況

我が国の経済は、一部に底打ちの兆しが見られるものの、依然として「当面の危機（金融対策・雇用対策）」と「構造的な危機（過度に外需に依存した経済成長から新たな持続的成長の必要性）」に直面しており、これまで培ってきた経済・社会基盤を次代に引き継げるか否かの正念場を迎えている。

赤磐市においても、収支バランスを達成するため努力を続けてきたところであるが、平成20年度決算で、経常収支比率は93.6で硬直化が進んでおり、臨時的な事業の抑制だけでは、もはや財源不足を緩和できない状況となっている。経常経費の思い切った削減が今後の緊急課題であり、選択と集中の観点から、施設の維持管理事業を始め、あらゆる事務事業について費用対効果を見極めながら大胆かつ早期に事業の統合・縮小・休廃止を含めた見直しを行うことが必要である。

さらに、今後特に注意を要する事項として、地方交付税の合併算定替終了問題があり、赤磐市歳入予算の36.1%を占める地方交付税については、合併から10年間は合併がなかったものとして、旧4町の積み上げにより算定された額が交付されている（「合併算定替」）が、この措置も平成26年度で終了し、平成27年度から平成31年度までの5年間で段階的に削減され、平成32年度からは赤磐市として一本化算定されることになっている。現段階での試算では、年間約17億円の減額となる見通しであり、今からそれに耐えうるだけの財政体質の改善に向けて、改革を進めていく必要がある。

(3) 第二次行財政改革大綱策定の趣旨

現在、赤磐市が直面している課題としては、「赤磐市総合計画に掲げるまちづくりの実現」と、「将来の 地方交付税の削減にも耐えうる持続可能な財政構造の実現」の2つが挙げられ、これらに対処するため、危機感と緊張感を持ちつつ、より一層の行財政改革を推進していかなければならない。

その実施方策としては、第一次赤磐市行財政改革大綱と同様に、“市民の参画と協働”、そして“経営手法の活用”という視点での取り組みが挙げられる。

“市民の参画と協働”とは「赤磐市総合計画」において掲げられた「行政と協働で築く市民主体のまち」の基本理念に立ち、市民と行政が赤磐市の持続的発展という共通の目標を持って、役割分担と責任分担のもとそれを実現していくという考え方である。

そして“経営手法の活用”とは、行政運営においても民間企業と同様に、スピード、顧客志向、目標志向、コスト意識を徹底し、市民ニーズを的確に捉えたサービスとその質を確保していくという考え方であり、これらの基準を定期的に点検できるシステムを構築し、その点検に応じて適時、危機感を持った行財政改革をさらに踏み込んで、かつ緊急に図っていくことである。

これらの視点に基づき、市民の声に耳を傾けながらも一層の行財政改革に取り組み、「赤磐市総合計画」の各施策を着実に推進し、地方分権の時代にふさわしい有効性・効率性を追求した行政システムの確立を図らなければならない。

この「第二次赤磐市行財政改革大綱」は、赤磐市が将来に向けて持続的に発展していくため、「第一次赤磐市行財政改革大綱」の成果を向上させるとともに、残された課題等を検証し、今までの「行政のスリム化のために歳出を削減する。(守りの改革)」という考え方から、「削減によって得られた貴重な財源を市の一体感の醸成のために活用する。(攻めの改革)」という考え方にウエイトを移し、市民の理解・協力と市議会との連携を保ちながら、上記の2つの課題に対応するため、行財政改革を継続的に推進し、赤磐市総合計画の目指す将来像である「人“いきいき” まち“きらり”」の実現のための指針とする。

(4) 行財政改革の推進体制と市民への公表

市民及び学識経験者等で組織する「赤磐市行財政改革審議会」からの提言等を尊重し、庁内に設置する「赤磐市行財政改革推進本部」を中心として全庁的に取り組むこととして、市議会との連携を図り、行財政改革を積極的に推進する。

また、その取組状況については、市広報紙やホームページを通じて広く公表し、市民の理解と協力を得ながら行財政改革を推進する。

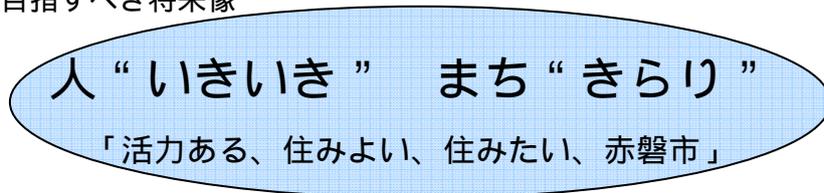
(5) 行財政改革大綱の推進期間

この行財政改革大綱の推進期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 カ年とする。

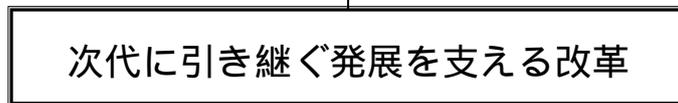
3 行財政改革の基本理念と基本方針

<行財政改革大綱の体系図>

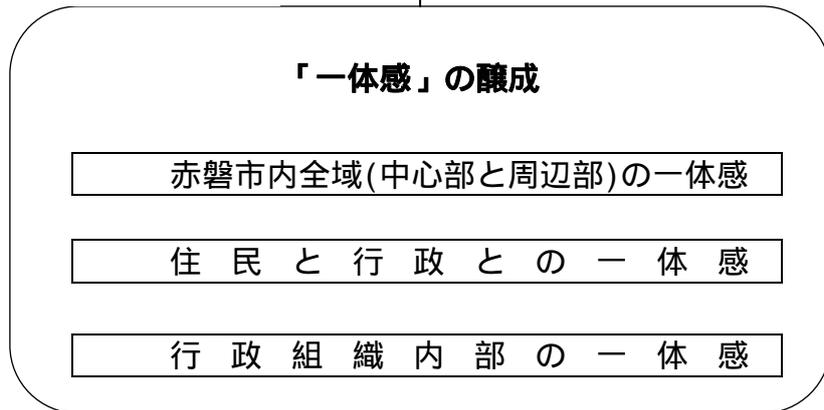
目指すべき将来像



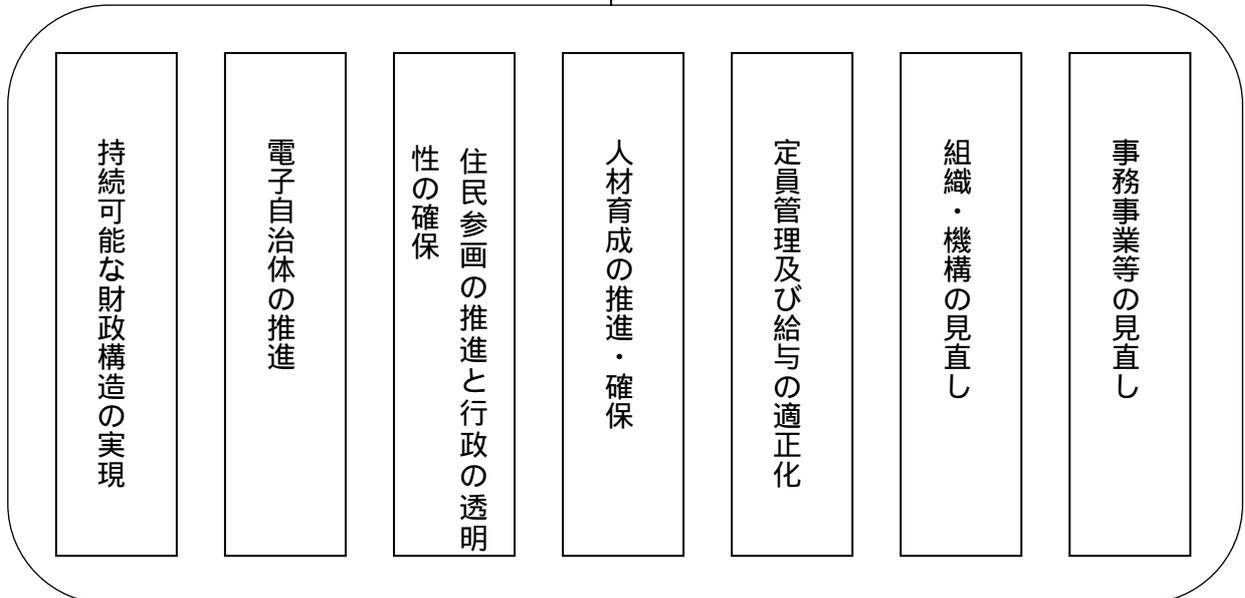
改革の基本理念



改革の基本方針



7つの主要施策



(1) 目指すべき将来像

「人“いきいき” まち“きらり”」の実現

すべての人が健康で、心が通いあう市民主体のまちづくり、まち全体が活力にあふれ、個性がきらりと輝く存在感のあるまちづくりを実践し、「活力ある、住みよい、住みたい、赤磐市」を目指していく。

(2) 行財政改革の基本理念

赤磐市総合計画の推進を基本におき、「人“いきいき” まち“きらり”」の実現のため、第一次行財政改革の理念を発展させ、さらなる市民活動の活発化、職員の創意ある活発な行政事務への取り組みを目指して、第二次の行財政改革の基本理念を、次のとおりとする。

次代に引き継ぐ発展を支える改革

(3) 行財政改革の基本方針

第一次赤磐市行財政改革大綱では、合併により、肥大化した市の行財政について、無駄を省きスリム化を図ることに重点をおいた、いわば「守り」の行財政改革を進め、あらゆる経費削減に取り組み、強固な財政基盤の土台作りを進めてきた。

この第二次赤磐市行財政改革大綱では、合併から約5年が経過した赤磐市が、各地域の特色を活かしながら、1つのまちとしての“一体感”の醸成を図り、市民満足度を向上させていくため、行財政改革の原点とも言うべき、「スクラップ・アンド・ビルド」の考え方にに基づき、非常に厳しい財政状況の中で、事業の徹底削減(スクラップ)によって得られた貴重な財源を、市の一体感の醸成のための事業に有効活用する(ビルド)という「攻め」の行財政改革を強く推進していくことで、市民の一人ひとりが、合併してよかったと感じることができるまちづくりを目指し、3つの基本方針を定める。

赤磐市内全域（中心部と周辺部）の一体感の醸成

地域を支える産業や恵まれた自然など各地域の特性を活かしながら、各地域の役割分担により、地域間の交流や連携を行い、活力のある個性豊かなまちづくりの実現を目指していく。

この考え方にに基づき、全市民が参加し一体感を感じることでできる統一イベントの開催や、利用目的等が類似している施設の統廃合、本庁と支所等との役割分担の見直し等を実施していく。

住民と行政との一体感の醸成

市民が地域へ愛着を持ち、行政と一体となって自ら地域を築くという市民主体のまちづくりを目指し、個人・団体等が地域社会における役割を認識し、自発的・積極的な行政各分野への参画を行うことで、市民と行政の協働による魅力と活気あるまちづくりを推進する。

この考え方にに基づき、住民・地域・行政の役割分担を明確化し、市民の行政参画を積極的に推進しながら、開かれた行政を目指して、行政の透明性の確保を図っていく。

行政組織内部の一体感の醸成

厳しい財政状況の中で、限られた財源を有効に活用し、市民ニーズに的確に対応していくため、各行政分野において、部署毎に実施する事業を検討していただくだけではなく、市全体を見渡し、一体的な行政運営を実施するべく、それぞれの緊急性、重要性等から優先順位をつけて、真に必要なものを実施していくための行政各部門の連携強化と、総合調整機能の確立を図る。

この考え方にに基づき、財政計画等により市の将来の財政状況を把握し、市全体の予算の適正規模等を見定めて、身の丈に合った事業運営を実施していくため、財政部門の権限の強化等により、縦割り行政からの脱却を図る。

4 行財政改革の主要施策

(1) 事務事業等の見直し

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、事務事業について不断の見直しを進め、行政と民間との役割分担を明確にして、緊急度の高いものを選別し、選択と集中による効率的な事業の実施を図る。また、市民サービス向上の観点から事務執行の迅速化、効率化に努める。

既成概念にとらわれることなく、従前から実施している事務事業についても、「事務事業評価制度」等を活用してゼロベースから検討を行い、計画策定（Plan）実施（Do）検証（Check）見直し（Action）のサイクル（「PDCAサイクル」）に基づき、絶えず事務事業の点検・見直しを図り、改善、縮小、統合、休廃止等を検討する。

また、市の主要施策について外部の意見を反映する仕組みを検討する。

限られた財源で最大の効果をあげるために、「選択と集中」の観点から、行政と民間の役割分担を明確にして、行政でなければ対応し得ない領域に重点的に対応し、また、優先順位をつけ緊急度の高いものから事業実施を図る。

補助金等について、申請者等との協議をしながら、経費負担のあり方、効果等を精査し、スクラップ・アンド・ビルドを推進する。

また、運営費補助から事業費補助への転換や終期設定等を検討し、段階的にこれらを実施していく。

市が直営で実施するよりも、民間に委託して実施する方が経費削減ができ、また住民サービスの向上が図れる事業については、積極的に民間委託を推進する。

公共工事の品質確保や透明性、競争性の高い入札・契約事務を行うため、入札制度改革の推進を図る。

(2) 組織・機構の見直し

新たな行政課題や多様な 市民ニーズに対応するためには、常に組織・機構の見直しを行い、時代に即応した組織・機構を編成していかなければならない。

このため、組織・機構全般の総点検を常時行い、今後、より“ 一体感のある ”まちづくりが進められるよう、簡素で機能的な組織・機構づくりを行う。

社会経済情勢の変化等に伴う新たな行政課題や多様な 市民ニーズに即応し、地域の活力を一層醸成する行政サービスが展開できるよう、縦割りの弊害を廃し、横の連携を密にした組織・機構の見直しにより、総合調整機能の強化を図る。

組織・機構の見直しの際は、スクラップ・アンド・ビルドにより簡素で効率的な組織・機構の整備を行うとともに、市民にわかりやすく、利用しやすい体制を整える。

限られたマンパワー（人的資源）を有効に活用し、効率的な事務執行ができるよう、本庁・支所間、部課間の役割分担を見直すとともに、更なる連携の強化を図る。

さらに、本庁については、市全体を見通した施策の企画立案が十分発揮できるよう、組織・機構の専門化及びスタッフの充実を図り、支所等については、市民の利便性に配慮しながら、窓口業務、維持管理業務など地域に密着した業務、地域の活力を生み出す業務に特化するなど、支所機能の抜本的な見直しを図る。

(3) 定員管理及び給与の適正化

市民ニーズの高度化、多様化に伴って増加する行政需要に対して、弾力的かつ的確に対応するため、適正な定員管理を一層推進する。また、能力や職務に応じた適正な給与体系の運用に努める。

定員管理・人事管理の適正化

定員管理の適正化については、合理的な組織・機構の編成、課を超えた連携、事務事業の全般にわたる行政と民間の役割分担、行政サービスの向上、将来の職員構成のあり方等を検討し、定期的に定員適正化計画を見直し、新たな行政需要への対応に必要な配置を行うなど市民サービスへの配慮を行った上で、具体的な数値目標を定めて職員数の抑制に努める。

人事評価システムを活用して、職員が持つ多様な能力・資質・適正を公正に評価し、より一層、職員の意欲や能力を最大限に引き出す人事管理に努める。

女性職員の管理部門への登用など能力重視の配置を進める。

本庁・支所、各所管への人員配置については、事務事業の多寡を見極めながら、適切な職員配置を進める。

また、新たな行政需要には、原則として職員の配置転換等により対処する。

任期付職員・嘱託職員、臨時職員等の採用については、総合的な費用対効果を見極め、安易な採用とならないよう、配置計画や採用ルールの見直しを図る。

給与の適正化

職員の給与は、職務と責任に応じるものでなければならないとともに、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与を考慮して定めることとされている。したがって、国の給与制度改革を勘案しながら、能力や職務に応じた適正な給与制度の運用に努める。

諸手当については、社会条件や勤務条件の変化に対応し、支給対象・支給額などの見直しを行い、制度の趣旨にそった適正な支給を行う。

(4) 人材育成の推進・確保

市民の負託に応え、その使命を全うするため、複雑多様化する行政需要に対応できる専門的知識を有した職員の確保と、時代の変化に対応できる人材の育成、職員の能力開発、意識改革を推進する。

人材育成を進めるため、人材育成計画に基づき、計画的な人材育成と効率的な職員研修機会の拡充を図るとともに、目標管理などの手法を用いた人事評価システムを本格運用することで、政策立案能力や説明能力等、市職員として必要な業務能力の備わった人材の育成を図る。

各分野で業務遂行に必要な専門的知識と実務能力を有する職員の確保・育成に努める。

職員の資質、専門的技術の向上、職場の活性化、行政情報の収集及び政策形成能力の向上を図るため、岡山県をはじめとする他の行政機関との人事交流を進める。

(5) 住民参画の推進と行政の透明性の確保

市民が地域への愛着や誇りを持ち、市民主体のまちづくりが効果的に推進されるよう、行政の効率化はもとより、市民の英知とエネルギーを結集しながら、市民と行政との協働のまちづくりを推進していく。

また、市民が参画しやすい行政とするため、行政の透明性の確保に努める。

住民参画の推進

市が組織する審議会等について、「赤磐市審議会見直し方針」に基づき、各審議会のあり方について見直しを行うとともに、公募委員及び女性委員の積極的な登用を推進する。

市民の行政への参画を促し、市民主体のまちづくりを進めるため、市民の意見を行政に反映させるパブリックコメント制度を積極的に活用する。

市民と行政とが協働してまちづくりを進めるための新しい仕組みづくり(住民協働施策の推進)を追求する。

市民や地域が主体となって実施すべき事業については、住民協働の視点に立

ち、理解と協力を得ながら自主運営に移行していくなど、行政に係る負担軽減を図る。

行政の透明性の確保

市民の理解を得ながら、市民が参画しやすい開かれた行政を推進していくため、広報紙やホームページ等を利用し、内容を工夫しながら、できるだけ分かりやすい情報の開示・公表を行い、市政の透明性の確保に努める。

(6) 電子自治体の推進

行政の効率化や市民に対する行政サービスの向上を図るため、市民ニーズとコスト削減を強く意識しながら、情報化社会に対応した行政運営を目指す。

行政の情報化については、費用対効果を勘案した上で、必要な事務処理システムの導入を総合的かつ計画的に進め、ICT（高度情報通信技術）を活用した行政情報の共有化・相互利用による、行政事務の効率化・高度化・迅速化を図る。

情報化を進めるにあたっては、個人情報の保護を徹底し、行政情報を扱う者としての管理意識及びセキュリティ（安全）対策の強化を図る。

(7) 持続可能な財政構造の実現

事務事業の徹底した見直しを進め、経費節減を徹底するとともに、より一層自主財源の確保に努め、限られた財源で最大の効果をあげる適切かつ健全な財政運営を図り、持続可能な財政構造の実現を目指す。

歳出の削減

市民ニーズを見極め、事務事業の選択と集中により、限られた財源を有効活用して、徹底した経費の削減を行い、収支のバランスをとるとともに、平成27年度から始まる地方交付税の大幅な減額に対応できる財政構造への転換を図る。

新地方公会計制度に基づく財務諸表を活用し、効率的な予算編成手法を検討するとともに、財務諸表の実態から見えてくる行政経営課題の検討・解決を図る。

消耗品費、通信費、郵送料、光熱水費、燃料費等の管理経費について、徹底した節約を実施する。

歳入の確保

優良企業の誘致により雇用の場を確保することで、固定資産税や市民税などの税収を確保し、自主財源の比率を高める。

分譲宅地販売及び入居促進等により、定住機能の強化と税収の確保を図る。

市税、保育料、水道料金、下水道使用料等については、徴収率の向上や滞納整理の徹底のための強固な体制整備を図る。

使用料、手数料をはじめ、保育料、水道料金、下水道使用料等については、受益者負担の原則と住民負担の公平性確保の観点から、類似の自治体との均衡を考慮するとともに、社会情勢等を十分把握しながら料金改定の検討を常時適切に行い、適正化に努める。

また、新たに負担を求めることが適切なものについては、説明責任を果たすとともに市民生活への影響に配慮する。

公共施設・財産等の適正管理

公の施設について、行財政改革審議会からの提言で示された方向性を尊重し、関係団体等に理解を求めるとともに、要望等も取り入れながら、地元移譲、閉鎖、民営化、指定管理、事業統合、改善等を進める。

また、第三セクター方式で運営している施設についても、民間譲渡、完全民営化を含めた既存法人の見直しを図る。

市が所有する未利用財産等について、積極的な売却等を実施し、歳入確保と

維持管理経費の軽減を図る。

土地開発公社について、保有財産の早期処分等により、より一層の経営の健全化を図る。

企業会計・特別会計の経営健全化

全ての企業会計・特別会計について、事業の効率化と受益者負担の適正化による経営の健全化を図り、独立採算による経営を原則として、これらの会計への一般会計からの繰り出しは、可能な限り抑制する。

特に、市民病院については、そのあり方について更に検討していく。

広域行政の推進

国、県や関係機関との協調、周辺自治体等との機能分担・相互補完による広域行政を推進するとともに、公共施設の整備については、周辺地域の整備状況を踏まえ、赤磐市での重複投資を避けるなど合理的な行財政運営を図る。

資料：用語解説

ア行

ICT（高度情報通信技術）

情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

NPO

Non-profit Organization の略。ボランティア団体や市民活動団体など、営利を目的とせず公益のために活動する「民間非営利組織」を広くさす。ここにいう「非営利」とは、「無償」で事業活動を行うことではなく、利益（剰余金）を団体の構成員に配分しないことを意味する。

公の施設

地方公共団体が住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために設置した施設（地方自治法第244条）。

カ行

起債

地方公共団体が、資金調達のために負担する債務（地方債）を起こすこと。

経常経費

人件費、公債費（地方債の元利償還金）、扶助費（生活保護費等）などの年々継続して固定的に支出される経費。

経常収支比率

経常一般財源（毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用し得る収入）のうち、どの程度が経常経費に充てられているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断する指標。この数値が低いほど弾力的な構造といえる。

サ行

事務事業評価制度

市が実施している事務事業について、計画、実施、点検、見直しのサイクルを定着させ、各事務事業の必要性や効果・効率性等を評価し、事業の改善や縮小、統廃合等を行い、行政活動の効率化やサービス向上、財源の有効活用等に役立てるもの。

職員提案制度

職員が、職場等を越えて施策やアイデアを提案できるシステムで、優れた提案を実施に結びつけ、行政効率の向上や職員の能力開発を図るもの。

新地方公会計制度

総務省が示した基準モデル又は総務省改定モデルに沿った発生主義・複式簿記の考

え方を導入し、地方公共団体単体及び関連団体（土地開発公社等）の連結ベースで4つの財務諸表を整備し、財政状況の分析や市民への説明責任の履行等を行うもの。

人事評価システム

目標管理などの手法を用いて、職務上の能力や実績を一定基準により評価・分析し、職員の人材育成や人事管理を行う仕組み。

指定管理者制度

民間のノウハウ（技術や知識の情報）を活用して、民間事業者等を指定管理者に指定して、公の施設の管理運営を行わせる手法。

スクラップ・アンド・ビルド

新しい組織・制度を立ち上げる場合、古い組織・制度を廃止して肥大化を防ぐ手法。

市民ニーズ

市民からの要求・需要のこと。ここでは行政に対する要求（行政需要）を指す。

ゼロベース

根本からの再査定。すべての事業をゼロに戻して検討しなおすこと。

夕行

第三セクター

国および地方公共団体が経営する公企業を第一セクター、私企業を第二セクターとし、それらとは違う第三の方式による法人。（行政と企業の共同出資による法人。）

地方交付税

地方自治体間の財源の不均衡を是正し、すべての地方自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な財源を保障するもので、国税のうち一定の基準により、各地方自治体に交付される。

地方分権

行政の権限を住民に身近な地方自治体にできるだけ移し、地域自らがその実情に応じた行政を展開すること。

八行

パブリックコメント制度

行政が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表し、広く住民から意見や情報を提出してもらい、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。

普通建設事業費

道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用または公用施設の新増設などの建設事業に要する投資的な経費。